

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3.できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起き上がりが困難な者 (2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3.できない」 基本調査 1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2)移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2.できない」 又は基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査 2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者 (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3.できない」 基本調査 2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1)排便が全介助を必要とする者 (2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」 基本調査 2-1 「4.全介助」

(※) 上記のア(2)とオ(3)については、基本調査に該当する項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、担当の介護支援専門員が判断をする。